

各区役所及び支所市民課、市税の窓口、出張所等窓口備付け封筒の
寄付申し出の取扱いに関する要綱

(令和2年9月23日 行財政局長決定)

1 目的

この要綱は、各区役所及び支所市民課、各出張所、明舞・三宮証明サービスコーナー、各市税の窓口にて備え付け、市民が窓口で受取った証明書等を入れる封筒（以下「窓口備付け封筒」という。）について、寄付の申し出があった場合の作成及び受領等に関し必要事項を定め、適切な管理を行うことにより市民サービスの向上と経費節減を図ることを目的とする。

2 申し出

寄付申出者からの寄付の申し出は文書によるものとし、本要綱に従って、神戸市及び当該申出者の双方が合意した場合に限り、神戸市は当該申し出を受けるとする。

なお、寄付申し出の受付窓口は、行財政局住民課とする。

3 寄付数量及び納品先、時期

(1) 寄付数量は、各区役所及び支所市民課、三宮証明サービスコーナー、各市税の窓口における寄付申し出から1年間分の使用数量以内とするが、次の区役所にはそれぞれの出張所及びサービスコーナーの数量を加えたものとする。

- ① 北区役所は、山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所の数量を加えたものとする。
- ② 垂水区役所は、明舞サービスコーナーの数量を加えたものとする。
- ③ 西区役所は、西神中央出張所、伊川谷出張所、押部谷出張所、神出出張所、岩岡出張所、櫛谷出張所、平野出張所の数量を加えたものとする。

(2) 納品先は、各区役所及び支所市民課、三宮証明サービスコーナー、各市税の窓口のほか、上記(1)各号に記した出張所及びサービスコーナーとし、納品は寄付申出者が直接行うものとする。

(3) 寄付の時期は、別途協議し、決定する。

(4) 寄付の申し出により納品する封筒の有効期間は1年間とする。

4 申出者の選定

(1) 申出者の選定については、寄付内容、条件、他自治体での実績等を考慮し、次項に定める「神戸市区役所窓口備付け封筒審査会」での審査により、1年間1者を選定する。

(2) (1)に定める有効期間満了3ヶ月前までに、甲又は乙から何ら意思表示のないときは、有効期間は更に1年間更新されるものとし、最長3年まで延長することができる。

5 審査会

窓口備付け封筒の申出者を選定するため、神戸市区役所窓口備付け封筒審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- (1) 審査会は次に掲げる事項を審査する。
 - ① 申出者の選定に関する事
 - ② その他委員長が必要と認める事項
- (2) 審査会の委員は、行財政局副局長（住民課担当）、行財政局担当課長（総務・文書改革担当）、区役所課長、市長室広報戦略部担当課長（広報メディア企画担当）とする。
- (3) 審査会の委員長は、行財政局副局長（住民課担当）をもって充てる。
- (4) 審査会は、必要の都度、委員長が招集する。
- (5) 緊急その他の場合で会議を開くことができないときは、審査会を招集せず、議案の持ち回りにより審議することができる。
- (6) 審査会の議事は、出席委員全員の承認をもって決するものとする。
ただし、委員会は委員の50%以上の出席をもって成立するものとする。
- (7) 審査会の委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- (8) 審査会の庶務は、行財政局住民課において行う。

6 封筒の種類

- (1) 大きさは、長2、長3、角2、角3、角4、角5、角6、その他これらに類する大きさのもので、神戸市が指定するものとする。
- (2) 紙厚は、45kgから110kgまでのものとする。

7 記載内容

- (1) 神戸市の記載部分は、封筒の表面積及び裏面積の各65%以上とする。
神戸市の記載内容は、区役所又は支所、三宮証明サービスコーナー及び課名、所在地及び連絡先、区の花、その他神戸市が指定する事項を記載する。なお、各区役所及び支所、三宮証明サービスコーナーで、記載内容が異なることもある。
- (2) 寄付申出者の記載部分は、封筒の表面積及び裏面積の各35%以下とする。
寄付申出者の記載内容は、下記8に定める事項を遵守したものとし、封筒作成前に神戸市と協議し了解を得るものとする。
- (3) 神戸市は、記載内容確認のために2回以上の校正を行うものとする。

8 寄付申出者の記載部分

- (1) 寄付申出者の記載部分に寄付申出者が広告主を募る場合は、神戸市が寄付協賛をしているような誤解を招くような行為がないものとし、神戸市の産業振興に寄与する広告主を優先するものとする。

なお、寄付申出者が広告主を決定する場合は、神戸市に対して広告主名、所在地等を報告するものとする。

(2) 寄付申出者は、広告部分製作に当たり、神戸市『「広報紙K O B E ・ 区民広報紙」広告掲載取扱要綱』に準じ、かつ、次の各号のいずれかに該当する広告内容は扱わないものとする。

- ① 広告内容から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの
- ② 風紀上好ましくない表現のあるもの、風紀上好ましくない施設の営業広告、従業員募集広告及び風俗営業、風俗関連営業の広告
- ③ 求縁、男女の交際などを目的としたもので、封筒利用者に迷惑をかけるおそれのあるもの
- ④ 脅迫・暴力・その他犯罪行為を示唆又は誘発するおそれのあるもの
- ⑤ 広告の目的が詐欺的なもの又は正当な取引とは認められないもの
- ⑥ 自己の優位性を強調したり引き合いにしたもの
- ⑦ 封筒利用者が誤認するような紛らわしいもの
- ⑧ 他人の名誉や人権を傷つけ、あるいは不快な印象を与えるおそれのあるもの
- ⑨ 表現が虚偽又は誇大で事実と異なるもの
- ⑩ 内容が封筒使用者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの
- ⑪ 特定の個人の名前を宣伝するおそれのあるもの
- ⑫ 政治・経済・外交・社会問題等の主義主張を述べるもの
- ⑬ 特定の宗教のもの
- ⑭ 法令等の規定に違反するもの
- ⑮ 本市行政の信用や執行に支障をきたすもの
- ⑯ その他審査会が適当でないと認めるもの

(3) 寄付申出者は、次の各号のいずれかに該当する広告主のものは扱わないものとする。

- ① 政治団体
- ② 宗教団体
- ③ 消費者金融など貸金業を営む法人、個人
- ④ 暴力団等の非合法組織若しくは関連企業、又は前身が非合法組織であった企業、及び当該組織・企業に関係する個人
- ⑤ その他審査会が適当でないと認めるもの

9 苦情処理

寄付申出者は、封筒の内容に関する苦情等について一切の責任を負い、速やかに苦情等の解決にあたるものとする。

10 通知、回収及び代替措置

寄付申出者は、広告主の営業停止、事件・事故等の問題が生じた場合は、速やかに神

戸市に通知をするとともに、当該広告主の掲載された封筒の残りの全数を回収のうえ、代替の封筒を神戸市に提供するものとし、数量、納期については、別途協議するものとする。

11 封筒の仕様変更

寄付申出者が封筒の仕様を変更する場合は、変更の3か月前までに変更事項を神戸市に通知し、神戸市の指示に従うものとする。

12 利用の中止

神戸市が封筒の利用について適当でないと認めたときは、当該封筒の利用を取り止めるものとする。なお、当該封筒の利用を取り止めた場合は、寄付申出者は封筒の残りの全数を回収するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年9月23日から施行する。